

(写)

連兵24-287
2024年9月18日

兵庫県知事
齋藤 元彦 様

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会 長 福 永 明

要 請 書

貴職におかれましては、県民の安全と生活の安心の確保に向け、日々ご尽力されておりますことに敬意を表します。

さて、連合がめざす社会は、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会に参加でき、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会であり、年齢や性、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め、支え合い、誰一人取り残されることのない「働くことを軸とする安心社会」です。

連合兵庫では、その実現に向けた政策提言として、働く者、生活者の声を集め、「2025年度 連合兵庫の政策・制度要請」を別紙の通りとりまとめました。

この度の兵庫県への政策・制度要請は、昨年度要請の進捗状況や働く人を取り巻く状況などを踏まえ、県民生活に関わる幅広い視点から、7項目10点の重点項目をはじめ、多岐にわたっておりますが、当面の県政運営および2025年度予算編成において反映いただきますよう要請いたします。

貴職におかれましては、本要請の趣旨をご賢察のうえ、ご対応をいただきますようお願い申し上げます。

以 上

連合兵庫 2025年度兵庫県への政策・制度要請

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
2024年9月18日

目次

重点要請	1
＜持続可能で健全な経済の発展＞	1
1. 中小企業が自立できる基盤の確立	1
2. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化	1
3. 公契約条例の制定による公契約の適正化	1
＜雇用の安定と公正労働条件の確保＞	1
4. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応	1
＜社会インフラの整備・促進＞	1
5. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進	1
＜くらしの安心・安全の構築＞	2
6. 消費者保護と倫理的な消費行動の推進	2
7. 総合的な防災・減災対策の充実	2
＜民主主義の基盤強化と国民の権利保障＞	2
8. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革の推進	2
＜公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現＞	2
9. 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづいたビジネスと人権に関する取り組みの推進	2
＜男女平等政策＞	3
10. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し	3
一般要請	4
＜持続可能で健全な経済の発展＞	4
1. 地方税財政の確立およびマイナンバー制度の定着と一層の活用	4
2. 取引の適正化の実現に向けて	4
3. 中小企業が自立できる基盤の確立	4
4. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化	4
＜雇用の安定と公正労働条件の確保＞	4
5. 都道府県労働局、地方自治体における労働行政の強化	4
6. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実	4
7. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応	5
8. 外国人労働者が安心して働くことのできる環境の整備	5
9. 地域における高齢者の就労促進	5
10. 真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立	5
＜安心できる社会保障制度の確立＞	5
11. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実 ..	5
12. 切れ目のない医療を提供する体制の確立	6
13. 利用者のニーズに応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善・専門性の向上 ...	6

14. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み	7
15. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備、子どもの人権の擁護.....	7
<社会インフラの整備・促進>	8
16. 安心・安全な住まいと持続可能なまちづくりの推進.....	8
17. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進	8
<くらしの安心・安全の構築>	8
18. GXと「公正な移行」の具現化に向けた地域における取り組み	8
19. フードロスを減らし、地産地消・フードバンクに貢献する取り組み	9
20. 消費者保護と倫理的な消費行動の推進	9
<民主主義の基盤強化と国民の権利保障>	9
21. 地方議会の活性化と国民の権利保障に資する投票環境の整備について.....	9
22. 公正・公平な公務労働の実現.....	9
23. 支え合い・活気あるデジタル社会の構築と地方分権改革の推進	10
24. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革を通じた質の向上	10
<男女平等政策>	10
25. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し.....	10

重点要請

<持続可能で健全な経済の発展>

1. 中小企業が自立できる基盤の確立

- (1) 中小企業政策の基本理念、兵庫県の行動指針等をより明確にすることにより、中小企業政策の推進をはかること。また、価格転嫁を進め、「製品」と「労働」の適切な価値を守り、企業の成長を支援すること。【修正】
- (2) 中小企業への就職者に対する奨学金返済支援制度の周知を強化し、人材確保につなげること。
- (3) ものづくり現場への就業意識を高めるため、小学校・中学校段階からのものづくり教育の履修時間の拡大と内容を充実させ、職場体験学習の機会を増やす支援をすること。
- (4) 市町の中小企業振興基本条例の制定に向けた環境整備を進めること。また、条文において労働組合の役割や大企業の責任を明確にするとともに、条例にもとづく施策を検証する会議体を設置し実行性を高めること。【新規】

2. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化

地域の特性を活かしたまちづくりを推進することで、地域雇用の増大をはかること。そのために、核となる企業への支援を行い、地域内・地域間の連携を強化して、地域産業としての国際競争力を高めること。

3. 公契約条例の制定による公契約の適正化

兵庫県をはじめ、各市町において労働条項を含む「公契約条例」を制定するよう支援すること。その際、企業より原材料費や人件費などのコスト増加分をモノやサービスの価格に反映させる価格転嫁による申出があった場合は、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、最低賃金の引上げ等により契約内容に変更が生じた際は随時適用すること。さらに、自治体の工事や業務委託の入札・契約に関わる条例や要綱などに、労働基準法等の労働法制や社会保障法規に違反した企業を、発注対象から除外する項目を設けるとともに、発注者の責務も明確にすること。【新規】

<雇用の安定と公正労働条件の確保>

4. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応

- (1) 地域雇用に関する雇用創造事業について、「地域雇用活性化推進事業」「地域活性化雇用創造プロジェクト」などの継続・拡充をはかり、地域における自発的な雇用創造の取り組みなどを支援すること。
- (2) 国、学校、労使団体等と連携し、UIターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、地域での人材育成をはかるとともに、安定した雇用の創出と定着に向けた取り組みを進めること。

<社会インフラの整備・促進>

5. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進

「第2次交通政策基本計画」を着実に実行し、経済・社会の変化に的確に対応するとともに、国民生活や経済活動を支える社会基盤として、持続可能で強い交通・運輸体系を構築すること。また、交

通・運輸を担う人材、特にバスの運転士不足により、やむなく減便している路線があり、周辺で暮らす方々の生活面にも大いに影響している。タクシー運転手を含め計画的な人材確保に向けて、資格・免許の取得や技術・技能の習得など、その費用の支援をはじめ、人材育成や同産業への就業を支援すること。加えて、地域利用者の利便性向上のため、鉄道ダイヤの見直しを関係企業へ要請すること。

<くらしの安心・安全の構築>

6. 消費者保護と倫理的な消費行動の推進

消費者による行き過ぎたクレームや迷惑行為などのカスタマー・ハラスメントの防止に向けて、事業者之苦情や改善要望を申し立てる適切なコミュニケーションに関する消費者教育を行うとともに、社会的な合意形成をはかること。

7. 総合的な防災・減災対策の充実

- (1) 内閣府「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等を踏まえ、地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成や見直し、庁内の防災・危機管理担当部局と男女共同参画担当部局・福祉部局等との連携等において、女性やトランスジェンダー、障がいのある方等、災害時要配慮者の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示し、地域の災害対応力を強化すること。【新規】
- (2) 労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する目安の設定などの取り組みを進め、事業者や住民にその内容を周知すること。また、高齢者等の個別避難計画の策定、地域防災計画や避難所の運営への多様な意見の反映を促進すること。

<民主主義の基盤強化と国民の権利保障>

8. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革の推進

- (1) 2021年以降、年々拡大している「教職員不足」を早急に解消すること。
- (2) 県教委「教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則」並びに策定された「学校業務改善に関するガイドライン」にもとづき、業務削減を強力に進めるとともに、外部人材の活用を含めて人員を拡充し、早急に教職員の長時間労働を是正すること。また、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守し、教職員の健康管理（メンタルヘルス）対策を推進すること。
- (3) GIGAスクール構想における1人1台端末の対象を高校生まで拡大すること。【一般から重点へ移行】

<公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現>

9. 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづいたビジネスと人権に関する取り組みの推進

公共調達や民間業務委託などにおいても、ビジネスと人権に関する問題が発生し得ることを踏まえ、適切な策を講じること。【新規】

<男女平等政策>

10. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- (1) 女性の参画が進んでいない業種や中小企業において女性の就業と定着が進むよう、職場環境整備のための支援を行うこと。【新規】
- (2) 性的な被害、家庭の状況などにより日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難を抱える女性およびその恐れのある女性に対し、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(2024年4月1日施行)にもとづき、『ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画』の着実な実施を求めること。また、NPOなどの民間団体との連携を通して、実効性ある多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。【新規】

一般要請

<持続可能で健全な経済の発展>

1. 地方税財政の確立およびマイナンバー制度の定着と一層の活用

- (1) 兵庫県の歳出について、住民ニーズに沿ったものとするよう、地域ごとに政策・行政評価、情報公開を行い、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定すること。
- (2) 兵庫県の歳入について、地域による偏りが少なく安定的な地方税体系とすべく、法人住民税（法人税割）および法人事業税（所得割）と消費税の税源交換、地方財源確保に配慮した自動車関係諸税の軽減・簡素化など、税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を強化すること。
- (3) 公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正などを行うこと。あわせて、地方自治体の税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。

2. 取引の適正化の実現に向けて

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。あわせて、関係法令の強化・徹底、「しわ寄せ」防止のための総合対策の実践、中小企業などへの各種支援策の周知と利用拡大により、実効性を担保すること。

3. 中小企業が自立できる基盤の確立

中小企業における付加価値の拡大をめざし、ものづくりマイスター（若年技能者人材育成支援事業）等の活用を促進し、効果的な技能の継承や後継者育成のために、必要な場所・設備等の提供と支援をすること。

4. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化

地域金融機関が地域密着型金融としての役割を発揮し、産官学金労言の連携のもと事業再生や成長分野の育成、産業集積など雇用の創出に資する取り組みを推進するよう指導や支援を行い、国民にとって安心・信頼でき、地域経済の活性化に資する金融システムを構築すること。

<雇用の安定と公正労働条件の確保>

5. 都道府県労働局、地方自治体における労働行政の強化

労働相談への支援や労働教育講座の開催など、地方における労働行政の充実・強化をはかること。

6. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実

「就職氷河期世代」に対し、当事者個々人のニーズに寄り添いつつ、オンラインの活用も含め、就職相談や職業紹介の取り組みを通じて、職業能力開発や就労支援、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を行うこと。

7. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応

- (1) 中小企業における障がい者の雇用を推進するため、優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）を活用するとともに、これまで障がい者の雇用経験やノウハウが不足している「雇用ゼロ企業」に対し、事例やノウハウの共有化をはかりつつ、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を強化すること。
- (2) 兵庫県における関係者と連携し、個々のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行うこと。さらに、ニートや中途退学者などの若年無業者の就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、中途退学者等に対して、就労支援および職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供すること。

8. 外国人労働者が安心して働くことのできる環境の整備

兵庫県で働き、暮らす、すべての外国人に対し、「ひょうご多文化共生総合センター」において、労働関係法令をはじめ在留資格ごとの就労制限や生活に関する情報について、多言語によるわかりやすい周知を行うこと。また、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。

9. 地域における高齢者の就労促進

- (1) 改正高年齢者雇用安定法で努力義務となっている就業確保措置について、企業において適切な措置が講じられるよう、厚生労働省の各種ツールを活用して事業主へ制度内容の周知を行うこと。
- (2) シルバー人材センターが行う職業紹介事業および労働者派遣事業に限り実施可能である「臨・短・軽」要件の緩和にあたっては、労働者を保護し、民業圧迫が発生しないよう対応をはかること。また、同事業における派遣・請負の区分については、ガイドラインなどを踏まえ、適正に運用すること。

10. 真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立

- (1) 最低賃金額はもとより、最低賃金制度の意義・役割について兵庫労働局と連携して周知徹底をはかること。
- (2) 中小企業・零細事業者が、最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるように、中小・零細企業支援策の充実や各種助成金制度の周知および利用促進などをはかること。

<安心してできる社会保障制度の確立>

11. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実

- (1) 生活困窮者自立支援制度の実施体制の整備をさらに進めること。
 - ①生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、実施自治体に対する支援の強化を国に働きかけること。
 - ②相談支援員などの人材確保・養成を積極的に進めるとともに、雇用の安定と処遇改善や、スキルの維持・向上のための研修実施に必要な予算の確保をはかること。
 - ③生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用するとともに、生活困窮者の早期支援につなげられるよう、改正法（2024年4月17日成立）により努力義務化された支援会議の設置を促進すること。ま

た、事業団体の選定にあたっては、事業受託者の継続性やスキル、相談員の雇用継続を重視し、複数年契約などを積極的に実施すること。【修正】

④改正法（2024年4月17日成立）により、住宅確保が困難な者への居住に関する相談支援が明確化されたことを踏まえ、入居時・入居中・退去時に至るまで切れ目のない居住支援、入居後の生活支援の相談を強化すること。【新規】

(2) 生活保護を必要としている人が確実に受給できる運営体制の改善をはかること。

①福祉事務所設置自治体においては、ケースワーカー標準配置数を充足するよう人員を配置すること。また、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者の採用や適正配置を行うとともに、職員のキャリアアップを考慮した人事異動を行うなど、人材の確保と育成を進めること。

(3) 社会福祉従事者（介護労働者、障がい福祉サービス従事者、保育士等）をはじめ、医療従事者、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童支援員等の処遇および勤務環境の改善をはかり、職場定着のための支援強化や潜在従事者の復職支援を積極的におこない、人員体制を確保すること。

【重点要請→一般要請】

(4) 社会福祉従事者等のスキルアップに向け、研修及び教育支援を行うこと。

【重点要請→一般要請】

12. 切れ目のない医療を提供する体制の確立

(1) 2024年度からスタートした「働き方改革」を踏まえ、医療職場に展開し、地域の医療人材を確保するため、「医療勤務環境改善支援センター」は医療機関に対し、以下のとおり能動的に働きかけ、主体的に取り組むこと。

①医師労働時間短縮計画の策定・見直しを支援するとともに、医療法上の努力義務とされている勤務環境改善に向けた取り組みを、医師に限らずすべての医療従事者に対して実施するよう各医療機関に徹底すること。【修正】

②医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。

③時間外労働の実態把握、36協定の適正な締結、夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間を厳格に管理する体制を確保するよう医療機関に指導すること。【修正】

(2) 地域・診療科ごとに偏在なく医師を確保すること。

①医療対策協議会と地域医療支援センターが連携した取り組みを着実に実行すること。離職した女性医師を対象とする復職研修の機会を拡充するとともに、研修中に利用できる保育の確保等、円滑な受講を促進するための条件整備を行うこと。また、医科系大学の地域枠で入学した学生が卒業後も当該地域で医療を担うことにつながる支援を行うこと。

②地域に配置された医師を支援するため、研修や休暇のための代替医師の確保、職場環境や住環境の整備、労働条件の改善を進めること。また、地域住民に対しても、医師の労働環境改善に対する理解を求めること。

13. 利用者のニーズに応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善・専門性の向上

(1) 労働者が介護をしながら働き続けることができ、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。

①地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに、任意

事業である介護給付費適正化事業、家族介護支援事業に積極的に取り組むこと。

- ②在宅ケアの実施状況、とりわけ訪問介護サービスの状況を注視し、「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」（「地域医療介護総合確保基金」）の積極的展開や、介護職員等処遇改善加算をはじめとする加算取得への事業所支援とともに、基本報酬の引き下げによりサービス提供に影響が見られる場合には、国と連携して適切に対策を講じること。【新規】
 - ③人材確保や研修の受講促進に活用できる「地域医療介護総合確保基金」のメニューを事業者
に周知するとともに、とりわけ、訪問介護人材の確保については、事務負担の軽減を含め、基金
などの活用による取り組みを強化すること。【新規】
- (2)すべての介護人材の処遇改善を実現し、介護人材の専門性向上および人材の定着をはかるこ
と。
- ①すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、事業所による介護職員等処遇改善加算の取得
とともに、上位区分の加算取得を支援する。とりわけ加算未取得の事業所に対しては、個別相談
も含め対応を強化すること。【新規】
 - ②介護職員等処遇改善加算を算定する事業所が、加算を算定していることを労働者に対し文書
により確実に周知するよう指導すること。【新規】
 - ③2024年度介護報酬改定において、外国人介護人材にかかる人員配置基準上の取り扱いが見
直されたことを踏まえ、他の職員の負担増でケアの質が低下したり、タイトな人員配置となって外
国人介護職員の専門性向上が妨げられたりすることが生じないよう、適切な意思決定プロセス
（労使協議を含む）の下で介護職員の意見が反映されるべきことについて、事業者へ周知徹底
をはかること。【新規】
- (3)介護予防・日常生活支援総合事業について、以下の通りの対応をはかること。
- ①県内の取り組み状況を把握し、市町村に情報提供するとともに、市町村の財政状況によってサ
ービス水準の格差が拡大しないよう必要な補填を行うこと。

14. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み

- (1)障がい者の自立支援と社会参加を促進し、利用者の実情に応じた障害福祉サービスを適切に
提供すること。
- ①障がい者の様々なニーズに包括的に対応できる総合的な支援センターの設置を推進し、障害
福祉サービス利用の援助や就業にかかる相談支援や、住居、通いの場の確保など、地域での生
活支援体制を強化すること。【修正】
- (2)障がい者の自立した生活を可能とする支援の質を確保するため、障害福祉サービスに関わる労
働者の人材の確保と労働条件・職場環境の改善を行うこと。
- ①労働条件と職場環境の改善のため、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修
機会の確保等を事業所に求めること。

15. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための 環境整備、子どもの人権の擁護

- (1)子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚
園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。【修正】
- ①正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行う。また、法人等が

運営する幼児教育・保育施設については、当該法人等に、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を求めること。

- ②児童福祉施設の設備および運営に関する基準のうち、保育士の配置基準について3歳児が20対1から15対1、4・5歳児が30対1から25対1に改善することに伴い、経過措置を待つことなく改善を進めること。また、3歳児および4・5歳児以外にかかる職員配置を含め、地方単独予算によるさらなる職員配置の改善、職場環境の改善、研修機会の確保に努めること。なお、公立保育所についても、地方財政計画において、職員配置の改善のための財政措置がされていることに留意し、経過措置を待つことなく改善を進めること。【新規】

(2) 子どもの人権を守り、児童虐待の予防と対応策を強化すること。

- ①子どもの権利条約およびこども基本法の周知をはかること。
- ②児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化すること。

<社会インフラの整備・促進>

16. 安心・安全な住まいと持続可能なまちづくりの推進

所有者不明土地問題について、土地所有者や利用希望者向けの相談体制を構築し、各種制度を案内すること。また、市町と連携して空家等対策特別措置法に基づく法定協議会の設置を促進し、空家等の対策および計画の作成や実施に取り組むこと。

17. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進

- (1) 「改正地域公共交通活性化再生法」などにもとづき、「地域が自らデザインする地域の交通」「持続可能な地域モビリティの刷新」の実現に向け地域公共交通計画等を見直していくこと。あわせて、交通事業者や利用者、住民など地域のあらゆる関係者が連携して協議し、複数市町村にまたがる広域的な協議会も設置・活用しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組むこと。
- (2) 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、各分野の政策とポリシーミックスをはかりながら市民生活に必要な地域公共交通に対する助成を行い、路線・航路を維持・確保すること。特に山間部・離島などに関しては、地域振興と一体となった維持対策を行い、自動運転技術等の先進技術の活用も観点として加え、実証実験などを積極的に展開し、早期の実用化をめざすこと。
- (3) 先端技術を活用し、環境負荷が小さい、自動運転や安全対策、環境に配慮などの技術開発・普及による交通・運輸体系を構築すること。
- (4) ユニバーサル社会実現推進法およびバリアフリー法にもとづき、すべての利用者が円滑に移動・乗換えできる、交通機関・交通施設の整備を促進すること。

<くらしの安心・安全の構築>

18. GXと「公正な移行」の具現化に向けた地域における取り組み

- (1) 「公正な移行」の具体化に向けて、「グリーンな雇用創出」や「地域脱炭素化」、「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットの検討の早期着手と必要な予算措置を行うこと。その際、特に

中小・零細事業者における雇用への影響を適切に評価し、サプライチェーンだけでなく、地域レベルでの目配せと強力な支援を行う必要があるため、以下の対策を行うこと。

- ①失業や労働移動による労働条件の低下などの雇用への悪影響が生じる産業・地域の特定と、その影響度の測定と分析を進めること。
 - ②地域における雇用吸収力のある「グリーンな産業」の育成、労働者の教育・訓練、社会保険や住宅などの社会的セーフティネットの強化等の必要な対策を一体的に検討すること。
- (2) イノベーションの基礎となる技術開発や人材育成に向けた支援を行うこと。

19. フードロス減らし、地産地消・フードバンクに貢献する取り組み

- (1) 食料自給力の向上を戦略的に推進し、安定供給体制の維持・充実ははかること。また、地産地消の推奨など国民運動の展開や、フードチェーンの連携強化などを通じて国産食品の消費拡大を促進すること。
- (2) 食料資源の循環の観点から、フードバンク活動の普及促進・支援、消費者に対する啓発の推進などを通じて、食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）のさらなる周知・徹底をはかること。また、食を選択する判断力を身に付けるための食育を一層推進すること。

20. 消費者保護と倫理的な消費行動の推進

改正民法の施行により新たに成年となった18歳・19歳はもとより、若年者の知識や経験の不足に乗じた悪徳商法などによる被害を防止するため、悪意ある事業者に対する規制強化や違法行為への罰則強化をはかるとともに、出前講座などにより、消費者教育を強化すること。

<民主主義の基盤強化と国民の権利保障>

21. 地方議会の活性化と国民の権利保障に資する投票環境の整備について

- (1) 投票者の利便性と投票率向上の観点から、投票所（期日前投票を含む）を頻繁に人の往来がある施設に設置すること。また、共通投票所の設置の拡大、ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定および移動期日前投票所の拡充に努めるとともに、施設側からの公募を行うこと。
【修正】
- (2) 政治分野における男女共同参画推進のため、候補者・議員の仕事と生活の両立を支える環境整備や、あらゆるハラスメントを対象とした対策の強化を行うこと。

22. 公正・公平な公務労働の実現

- (1) 国による地方財政計画の策定や地方交付税の算定にあたっては「国と地方の協議の場」を活用して、決定プロセスの透明化をはかること。
- (2) 賃金・労働条件の決定は、地方自治の本旨のもと、労使の自主的交渉にもとづき決定すること。また、定年年齢の引き上げについては、現場に見合った制度を構築するとともに、すべての職員の過重負担とならない定数のあり方及び業務削減をはかること。【修正】
- (3) 兵庫県で働く臨時・非常勤職員や会計年度任用職員等について「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（2020年4月1日施行）を踏まえ、職務や勤務形態等に応じた適切な任用を行うこと。また、改正地方自治法（2023年4月26日可決・成立）にもとづき、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するとともに、人事委員会勧告が引上げ改定の場合は、遡及改定を行うこと。加えて、再度の任用の際の空白期間の設定については、確実な是正をはかること。

【修正】

23. 支え合い・活気あるデジタル社会の構築と地方分権改革の推進

- (1) 国、県、市町の役割分担を明確にして地方分権改革・推進の立場で国と協議すること。また、「基礎自治体優先の原則」による住民の意思を反映した行政制度となる仕組みを整備すること。その際、保育、介護、児童養護、障がい者福祉、義務教育など、生存権や生命の安全の確保など、とりわけ人としての尊厳や子どもの成長に深く関わるサービスについては、国の最低基準の確保を前提とすること。【修正】
- (2) AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、経済・社会全体のデジタルインフラの整備を積極的に進めること。【重点要請→一般要請】
- (3) 行政事務手続きの簡素化、行政情報へのアクセス向上等への対応を推進すること。

【重点要請→一般要請】

24. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革を通じた質の向上

- (1) GIGAスクール構想など教育のICT化に向けて、以下の対策を行うこと。
 - ①ICT支援員の一層の拡充とともに、GIGAスクール運営支援センターの広域連携により自治体間格差の解消をはかること。
 - ②国による端末の保守・機器更新などを着実に実施すること。
- (2) 部活動の地域移行に向けて、必要な予算や指導者の確保、大会のあり方及び運営方法の見直し、経済的に困窮する家庭への支援等、希望するすべての子どもに地域での活動機会が保障されるよう具体化をはかること。
- (3) 虐待、ヤングケアラー、貧困などを早期に把握し適切に対応するため、養護教員の複数配置拡充をはじめ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーをすべての小中学校に常勤配置すること。あわせて資格を有する専門スタッフの人材確保や育成をはかること。
- (4) 社会人として必要な知識を身につけ意識を醸成するための主権者教育を充実させること。また、子どもたちがICTを利活用する中で、発達段階に応じて必要なスキルや行動規範を身につけ、デジタル社会の良き担い手となることをめざす「デジタル・シティズンシップ教育」を推進すること。
- (5) 家庭の経済格差が子どもの教育機会の格差を生まないように、小中学校における給食の無償化をはじめ、教育にかかる費用の無償化を推進し、社会全体で子どもの学びを支えること。また、高等学校等就学支援金制度の所得制限の撤廃を国に要請するとともに、兵庫県における給付型入学支度金制度を創設すること。【修正】

<男女平等政策>

25. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- (1) 政府の第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、2030年代には、だれもが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることをめざし、その通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう、ポジティブ・アクションを加速させること。また、地方自治体が設置する各種会議や審議会など、あらゆる意思決定の場への女性の参画を拡大すること。
- (2) 多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、当面は旧姓・通称の使用

範囲の拡大により不都合の解消・利便性の向上をはかりつつ、選択的夫婦別氏制度の早期導入のために、情報提供及び環境整備を進めること。【修正】

- (3) 地域防災計画、防災に関する政策・方針策定および災害時の避難所の運営など、防災にかかる意思決定の場への女性の参画拡大を進めること。【新規】